

平成31年4月 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書 新旧対照表

頁	項目	現行(旧)	改定(新)
1-7	第1編 共通編 1-1-1-5 コリンズ (CORINS)への登録	<p>1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」_____を 作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)</p> <p>なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間 _____に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」<u>をコリンズから監督員にメール送信し</u>、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録_____をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)</p> <p>(削除)</p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</u></p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間(<u>土曜日、日曜日、祝日等を除く</u>)に満たない場合は、変更時の<u>登録申請を省略</u>できる。</p> <p><u>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p>